

原油価格・物価高騰等にかかる農林漁業者への支援等（令和8年4月10日現在）

	制度の名称	制度概要	窓口（お問い合わせ先）
燃料高騰	施設園芸セーフティネット構築事業（国）〔農業〕	燃料の価格上昇に対する農業者等の影響を緩和するため、農業者と国で積み立てを行い、燃料価格高騰時に補填金を支払います。 【加入要件】施設園芸農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等 【対象期間】10月から翌年6月までの間から選択 【補填金額】補填単価（各月の指標価格－発動基準価格）×当月燃料購入量×70% 【公募期間】令和8年4月27日～令和8年7月3日（県協議会締切） 【参考HP】 https://www.pref-okayama-jp.cache.yimg.jp/page/1033865.html	○各県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課 ○県内農業協同組合
飼料高騰	飼料価格高騰緊急対策事業（積立助成）〔畜産業〕	配合飼料価格安定制度の生産者負担金について定額で支援します。 【支援対象】配合飼料価格安定制度の加入者（乳用牛、肉用牛、豚、鶏） 【対象期間】令和7年4月から令和8年3月まで 【支援単価】定額 400円/t 【交付時期】令和8年度 【参考HP】 https://www.pref.okayama.jp/page/1015706.html	○岡山県畜産課 生産振興班 ☎086-226-7429
飼料高騰	飼料価格高騰緊急対策事業（購入支援）〔畜産業〕	令和7年度に購入した配合飼料の数量に応じて定額で支援します。 【支援対象】配合飼料価格安定制度の加入者（乳用牛、肉用牛、豚） 【対象期間】令和7年4月から令和8年3月まで 【支援単価】酪農4,000円/t（上限600万円）、肉用牛9,200円/t（上限1,100万円）、養豚2,200円/t（上限400万円） 【交付時期】令和8年度 【参考HP】 https://www.pref.okayama.jp/page/1015706.html	○岡山県畜産課 生産振興班 ☎086-226-7429
飼料高騰	県産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（コントラクター支援）〔畜産業〕	水田飼料作物の収穫作業を受託するコントラクター組織に対し、作業面積に応じて定額で支援します。 【支援対象】コントラクター組織 【対象期間】令和8年度 【支援単価】定額 2,500円/10a 【交付時期】令和8年度 【参考HP】 https://www.pref.okayama.jp/page/1030791.html	○岡山県畜産課 生産振興班 ☎086-226-7429
飼料高騰	県産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（草地の生産性向上）〔畜産業〕	草地の改良に必要な経費（種子、肥料、土壌改良資材等）を支援します。 【支援対象】畜産農家 【対象期間】令和8年度 【補助率】1/2以内 【交付時期】令和8年度 【参考HP】 https://www.pref.okayama.jp/page/1030791.html	○岡山県畜産課 生産振興班 ☎086-226-7429
飼料高騰	優良和子牛生産推進緊急支援事業〔畜産業〕	肉用子牛の品種ごとの市場で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合に飼養管理向上のための取組や、産地基盤強化の取組を行う生産者が販売した和子牛に対し奨励金を交付します。 【支援対象】肉用子牛生産者補給金制度加入者 【実施期間】令和8年4月から令和9年3月まで 【支援内容】本州関東以西・四国ブロックの平均売買価格が61万円（黒毛和種）を下回った場合、取組に応じて最大3万円／頭を定額で支援します。 【参考HP】 https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/1_zigyo/attach/pdf/index-233.pdf の17ページ	○岡山県畜産課 生産振興班 ☎086-226-7429 ○（一社）岡山県畜産協会 ☎086-222-8575
酪農・肉用牛担い手緊急支援	酪農・肉用牛担い手緊急支援資金〔畜産業〕	酪農・肉用牛経営における3年分の返済金額を限度額として、長期・低利で借換を行うことができる制度資金です。 【支援対象】酪農経営・肉用牛経営 【実施期間】令和7年度～8年度 【支援内容】3年分の返済金額について、長期（25年以内うち据置期間5年以内）・低利での借換 【参考HP】 https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/1_zigyo/chikusan_kinyu/index.html	○岡山県畜産課 経営流通班 ☎086-226-7428 ○（一社）岡山県畜産協会 ☎086-222-8575
燃油高騰	漁業経営セーフティネット構築事業〔水産業〕	燃油の価格上昇に対する影響を緩和するため、漁業者と国の拠出による基金を構築し、燃油の価格高騰時に漁業者に対して補填を行います。 【支援対象】漁業者 【支援内容】燃油の価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者に対し補填金が支払われます。 【参考HP】 https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/net/attach/pdf/index-69.pdf	○岡山県漁業協同組合連合会 ☎086-262-4443
その他	水産業競争力強化緊急事業〔水産業〕	省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入やリース方式による漁船の導入等を支援します。 【支援対象】漁業者 【支援内容】国が認定する計画に基づき、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入やリース方式による漁船の導入等を行う場合に支援を行います。 【参考HP】 https://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/index-49.pdf の66ページ	○岡山県漁業協同組合連合会 ☎086-262-4443

※施肥コスト低減や省エネルギー対策技術はこちらをご覧ください。（岡山県農林水産総合センターホームページ）

<https://www.pref.okayama.jp/page/784951.html>

原油価格・物価高騰等にかかる農林漁業者への支援等（令和8年5月13日現在）【融資】

資金名	資金概要				5年間の金利負担軽減	実質無担保化	保証料の5年間免除	窓口	
	対象者	資金使途	貸付限度額	融資期間(据置期間)					
日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金	主業農林漁業者（農林漁業に係る所得が総所得の過半、又は粗収益が200万円以上）、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金	600万円+600万円 ^{注1} ※特認：年間経費等の6/12+6/12 ^{注1} （簿記記帳を行っている者で、必要と認められる額） 注1：金利負担軽減等の特例措置がある別枠。詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください。	15年以内 (3年以内)	○	○	原則、保証料は必要なし ○(株)日本政策金融公庫 岡山支店農林水産事業 ☎086-232-3611 ○最寄りの農協、市町村、普及指導センターなど	
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	認定農業者	農業経営の改善に必要な資金 ・規模拡大や設備投資等に伴い必要となる原材料費や人件費など、負債の整理（制度資金を除く）など。 ・農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械など。	個人：3億円（複数部門経営等は6億円）以内 法人：10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）以内	25年以内 (10年以内)	○	○		
	経営体育成強化資金	主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	農業経営の改善に必要な資金 ・農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械など。…① 償還負担の軽減に係る資金 ・再建整備：資材・施設などの取得・設置のために生じた負債（制度資金等を除く。）の整理に必要な資金…② ・償還円滑化：経営改善計画期間中における既往借入金等負債の支払いに必要な資金…③	個人：1億5,000万円 法人等：5億円以内 ①負担額の80% ②個人：1,000万円（特認あり） 法人：4,000万円 ③経営改善計画期間中の5年間（特認あり）に支払われる既往借入金等に係る負債の合計額	25年以内 (3年以内)	○	○		
民間金融機関	農業近代化資金	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	農業経営の改善に必要な資金 ・農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械など。 ・長期運転資金（農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化など。）	個人：1,800万円以内 法人・団体：2億円以内等	7～15年以内 (2～7年以内) ※資金使途により異なります。	△ ※条件有	○	○	○最寄りの農協
	漁業近代化資金	漁業を営む法人・個人など	漁船の改造・取得、漁具、養殖施設、水産物処理施設などの改良、取得、養殖放流用種苗の購入・育成資金など	・事業費の8割 ・法人：3億6千万円 ・個人：9千万円	5～20年以内 (3年以内)	○ ※融資期間に準じる	○	○ ※条件あり	○所属する漁協